

兵庫県公報

平成29年10月31日 火曜日 第 2948 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 平成29年度第3回危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○ 平成29年兵庫県告示第204号（平成29年度随時実施の3級、基礎1級及び基礎2級技能検定の実施）の一部改正（能力開発課）	3
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 鳥獣保護区の指定（鳥獣対策課）	4
○ 特別保護地区の指定（同）	10
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	11
○ 平成26年兵庫県告示第945号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（同）	14
○ 平成27年兵庫県告示第889号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正（同）	15
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	15
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	16
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	16
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	16
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 市街地再開発組合の解散認可（市街地整備課）	17
○ 道路の位置指定（建築指導課）	17
○ 同 上（同）	17

公 告

○ 地域森林計画の一部変更の案の縦覧（林務課）	18
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の縦覧（砂防課）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	22
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	30
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	34
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	35
○ 随意契約の相手方等の公示（管理課）	36

選挙管理委員会告示

○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	36
---	----

告 示

兵庫県告示第935号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成29年10月31日

揖保川地域森林計画の一部変更	赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町	平成26年4月1日から 平成36年3月31日まで	西播磨県民局光都農林振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	平成27年4月1日から 平成37年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

2 縦覧期間

平成29年11月1日から同月30日まで



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寄宮川 (223010099)	養父市八鹿町宿南（別図1のとおり）	土石流

（別図1は省略し、この図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年11月8日（水）から同月22日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成29年11月22日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸 敏 三

#### 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|--------------------|---------------------|
| 新堂(急)Ⅰ-2<br>(126030062)  | 朝来市山東町新堂（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 滝田(急)Ⅰ-2<br>(126030063)  | 朝来市山東町大垣（別図2のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 楽音寺(急)Ⅰ-2<br>(126030064) | 朝来市山東町楽音寺（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| ヲガ谷川Ⅱ<br>(226030042)     | 朝来市山東町大内（別図4のとおり）  | 土石流                 |

（別図1から別図4までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

#### 2 指定の案の閲覧期間

平成29年11月8日（水）から同月22日（水）まで

#### 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び山東支所

#### 4 意見書に関する事項

##### (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

##### (2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

##### (3) 提出期限

平成29年11月22日（水）まで（当日消印有効）

##### (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中村(2)Ⅱ (127040147)	淡路市中村(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(12)Ⅱ (127040148)	淡路市山田(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年11月8日(水)から同月22日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、淡路市役所及び淡路市一宮事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成29年11月22日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第1163号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

畑ヶ中Ⅱ(123010002)の項中別図2、国木(2)Ⅱ(123010018)の項中別図18、浅間(2)Ⅱ(123010086)の項中別図86、三谷Ⅱ(123010095)の項中別図95、川東(1)Ⅱ(123010110)の項中別図110、城坂川Ⅰ(223010078)の項中別図191、水谷川Ⅱ(223010096)の項中別図209を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年11月8日(水)から同月22日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成29年11月22日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

## 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第403号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 改正しようとする区域の案

新堂(急)Ⅰ(126030016)の項中別図24、上ゲⅠ(126030019)の項中別図30、滝田(急)Ⅰ(126030026)の項中別図38、大垣谷Ⅱ(226030014)の項中別図42、流し浦Ⅰ(226030017)の項中別図50、上ゲ谷Ⅱ(226030019)の項中別図52、楽音寺(急)Ⅰ(126030048)の項中別図75、小谷Ⅰ(126030049)の項中別図76を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

平成29年11月8日（水）から同月22日（水）まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び山東支所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

## (3) 提出期限

平成29年11月22日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
向八木Ⅰ (123010001)	養父市八鹿町八木（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

畑ヶ中Ⅱ (123010002)	養父市八鹿町八木（別図2の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
万々谷(1)Ⅰ (123010003)	養父市八鹿町高柳（別図3の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
万々谷(2)Ⅰ (123010004)	養父市八鹿町高柳（別図4の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
高柳谷Ⅰ (123010005)	養父市八鹿町高柳（別図5の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
高柳谷(1)Ⅱ (123010006)	養父市八鹿町高柳（別図6の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
高柳谷(2)Ⅱ (123010007)	養父市八鹿町高柳（別図7の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
高柳向Ⅱ (123010008)	養父市八鹿町高柳（別図8の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
米里Ⅱ (123010009)	養父市八鹿町米里（別図9の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
国木(1)Ⅰ (123010014)	養父市八鹿町国木（別図10の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
国木(1)Ⅱ (123010017)	養父市八鹿町国木（別図11の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
国木(2)Ⅱ (123010018)	養父市八鹿町国木（別図12の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
上小田Ⅰ (123010067)	養父市八鹿町上小田（別図13 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上小田Ⅱ (123010068)	養父市八鹿町上小田（別図14 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
岩崎(2)Ⅰ (123010069)	養父市八鹿町岩崎（別図15の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
岩崎(1)Ⅰ (123010070)	養父市八鹿町岩崎（別図16の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
岩崎(3)Ⅰ (123010071)	養父市八鹿町岩崎（別図17の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
岩崎(2)Ⅱ (123010073)	養父市八鹿町岩崎（別図18の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
口大江Ⅰ (123010074)	養父市八鹿町大江（別図19の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
奥大江Ⅰ (123010075)	養父市八鹿町大江（別図20の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

大江Ⅱ (123010076)	養父市八鹿町大江（別図21の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
坂本(3)Ⅰ (123010077)	養父市八鹿町坂本（別図22の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
坂本(1)Ⅰ (123010079)	養父市八鹿町坂本（別図23の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
坂本(4)Ⅰ (123010080)	養父市八鹿町坂本（別図24の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
坂本Ⅱ (123010081)	養父市八鹿町坂本（別図25の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
下小田(1)Ⅱ (123010082)	養父市八鹿町下小田（別図26 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
下小田(2)Ⅱ (123010083)	養父市八鹿町下小田（別図27 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
下小田(3)Ⅱ (123010084)	養父市八鹿町下小田（別図28 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
浅間(2)Ⅱ (123010086)	養父市八鹿町浅間（別図29の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
浅間(3)Ⅱ (123010087)	養父市八鹿町浅間（別図30の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
伊佐Ⅰ (123010088)	養父市八鹿町伊佐（別図31の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
伊佐Ⅱ (123010089)	養父市八鹿町伊佐（別図32の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
奥三谷(2)Ⅰ (123010091)	養父市八鹿町三谷（別図33の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
口三谷(1)Ⅱ (123010092)	養父市八鹿町三谷（別図34の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
口三谷(2)Ⅱ (123010093)	養父市八鹿町三谷（別図35の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
口三谷(3)Ⅱ (123010094)	養父市八鹿町三谷（別図36の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
三谷Ⅱ (123010095)	養父市八鹿町三谷（別図37の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
門前Ⅰ (123010097)	養父市八鹿町宿南（別図38の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
川東(1)Ⅰ (123010098)	養父市八鹿町宿南（別図39の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり

川東(2)Ⅰ (123010099)	養父市八鹿町宿南(別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
寄宮Ⅰ (123010102)	養父市八鹿町宿南(別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
門前(1)Ⅱ (123010103)	養父市八鹿町宿南(別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
門前(2)Ⅱ (123010104)	養父市八鹿町宿南(別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
門前(3)Ⅱ (123010105)	養父市八鹿町宿南(別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
門前(4)Ⅱ (123010106)	養父市八鹿町宿南(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
川東(1)Ⅱ (123010110)	養父市八鹿町宿南(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
川東(2)Ⅱ (123010111)	養父市八鹿町宿南(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
川東(3)Ⅱ (123010112)	養父市八鹿町宿南(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
川東(4)Ⅱ (123010113)	養父市八鹿町宿南(別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
今滝寺川Ⅱ (223010001)	養父市八鹿町今滝寺(別図50 のとおり)	土石流	別図50のとおり
宝林谷川Ⅰ (223010004)	養父市八鹿町八木(別図51の とおり)	土石流	別図51のとおり
寺の下川Ⅰ (223010005)	養父市八鹿町八木(別図52の とおり)	土石流	別図52のとおり
畑ヶ中川Ⅰ (223010006)	養父市八鹿町八木(別図53の とおり)	土石流	別図53のとおり
高柳Ⅰ (223010008)	養父市八鹿町高柳(別図54の とおり)	土石流	別図54のとおり
ロクロ谷川Ⅰ (223010064)	養父市八鹿町大江(別図55の とおり)	土石流	別図55のとおり
上上山川Ⅰ (223010066)	養父市八鹿町大江(別図56の とおり)	土石流	別図56のとおり
大江ⅡⅠ (223010068)	養父市八鹿町大江(別図57の とおり)	土石流	別図57のとおり
宮谷川ⅡⅡ (223010071)	養父市八鹿町大江(別図58の とおり)	土石流	別図58のとおり

茗ヶ谷川Ⅱ (223010072)	養父市八鹿町大江（別図59の とおり）	土石流	別図59のとおり
城坂川Ⅰ (223010078)	養父市八鹿町浅間（別図60の とおり）	土石流	別図60のとおり
八坂川Ⅰ (223010079)	養父市八鹿町浅間（別図61の とおり）	土石流	別図61のとおり
浅間川Ⅱ (223010083)	養父市八鹿町浅間（別図62の とおり）	土石流	別図62のとおり
カセ谷川Ⅱ (223010085)	養父市八鹿町三谷（別図63の とおり）	土石流	別図63のとおり
広ク谷Ⅰ (223010088)	養父市八鹿町宿南（別図64の とおり）	土石流	別図64のとおり
高月Ⅰ (223010091)	養父市八鹿町宿南（別図65の とおり）	土石流	別図65のとおり
水谷川Ⅱ (223010096)	養父市八鹿町宿南（別図66の とおり）	土石流	別図66のとおり
チソ谷川 (223010098)	養父市八鹿町宿南（別図67の とおり）	土石流	別図67のとおり

（別図 1 から別図67までは省略し、これらの図面は 3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年11月 8 日（水）から同月22日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成29年11月22日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年 1 月22日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
金浦(1)Ⅱ (126030001)	朝来市山東町金浦(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
金浦(3)Ⅱ (126030002)	朝来市山東町金浦(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
塩田(1)Ⅰ (126030005)	朝来市山東町塩田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
塩田(2)Ⅰ (126030006)	朝来市山東町塩田(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
田の口(2)Ⅱ (126030007)	朝来市山東町塩田(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
田の口(3)Ⅱ (126030008)	朝来市山東町塩田(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
野間(1)Ⅱ (126030012)	朝来市山東町大内(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
野間(2)Ⅱ (126030013)	朝来市山東町大内(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
野間(3)Ⅱ (126030014)	朝来市山東町大内(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
野間(4)Ⅱ (126030015)	朝来市山東町大内(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
新堂(急)Ⅰ (126030016)	朝来市山東町新堂(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
新堂(2)Ⅱ (126030017)	朝来市山東町新堂(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
新堂(3)Ⅱ (126030018)	朝来市山東町新堂(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上ゲⅠ (126030019)	朝来市山東町矢名瀬町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大垣(2)Ⅱ (126030021)	朝来市山東町矢名瀬町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大垣(3)Ⅱ (126030022)	朝来市山東町矢名瀬町(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大垣(4)Ⅱ (126030023)	朝来市山東町矢名瀬町(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
新堂(1)Ⅱ (126030025)	朝来市山東町矢名瀬町(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

滝田(急)Ⅰ (126030026)	朝来市山東町大垣(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
滝田(3)Ⅰ (126030027)	朝来市山東町大垣(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
大垣(1)Ⅱ (126030028)	朝来市山東町大垣(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
柴Ⅰ (126030030)	朝来市山東町柴(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
遠坂峠Ⅰ (126030031)	朝来市山東町柴(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
西谷Ⅰ (126030034)	朝来市山東町栗鹿(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
西谷Ⅱ (126030035)	朝来市山東町栗鹿(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
比叡(1)Ⅱ (126030036)	朝来市山東町栗鹿(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
比叡(2)Ⅱ (126030037)	朝来市山東町栗鹿(別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
大田Ⅰ (126030038)	朝来市山東町一品(別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
早田(2)Ⅰ (126030040)	朝来市山東町早田(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
上早田Ⅰ (126030041)	朝来市山東町早田(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
早田Ⅱ (126030042)	朝来市山東町早田(別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
上早田Ⅱ (126030043)	朝来市山東町早田(別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
宝珠峠Ⅰ (126030046)	朝来市山東町大月(別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
諏訪Ⅱ (126030047)	朝来市山東町大月(別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
楽音寺(急)Ⅰ (126030048)	朝来市山東町楽音寺(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
小谷Ⅰ (126030049)	朝来市山東町小谷(別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
天満Ⅰ (126030050)	朝来市山東町小谷(別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり

小谷Ⅱ (126030051)	朝来市山東町小谷（別図38の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
越田Ⅱ (126030052)	朝来市山東町柿坪（別図39の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
森Ⅱ (126030054)	朝来市山東町森（別図40のと おり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
喜多垣Ⅰ (126030055)	朝来市山東町喜多垣（別図41 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
与布土Ⅰ (126030058)	朝来市山東町与布土（別図42 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
与布土(1)Ⅱ (126030059)	朝来市山東町与布土（別図43 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
与布土(2)Ⅱ (126030060)	朝来市山東町与布土（別図44 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
与布土(3)Ⅱ (126030061)	朝来市山東町与布土（別図45 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
農地川Ⅰ (226030003)	朝来市山東町塩田（別図46の とおり）	土石流	別図46のとおり
古茂池谷Ⅰ (226030010)	朝来市山東町新堂（別図47の とおり）	土石流	別図47のとおり
見尾谷Ⅱ (226030011)	朝来市山東町新堂（別図48の とおり）	土石流	別図48のとおり
大垣谷Ⅱ (226030014)	朝来市山東町大垣（別図49の とおり）	土石流	別図49のとおり
流し浦Ⅰ (226030017)	朝来市山東町柴（別図50のと おり）	土石流	別図50のとおり
上ゲ谷Ⅱ (226030019)	朝来市山東町柴（別図51のと おり）	土石流	別図51のとおり
奥谷Ⅱ (226030025)	朝来市山東町早田（別図52の とおり）	土石流	別図52のとおり
宮ノ谷Ⅱ (226030030)	朝来市山東町喜多垣（別図53 のとおり）	土石流	別図53のとおり
柳谷Ⅱ (226030034)	朝来市山東町迫間（別図54の とおり）	土石流	別図54のとおり

（別図 1 から別図54までは省略し、これらの図面は 3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
平成29年11月 8 日（水）から同月22日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び山東支所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成29年11月22日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
尾崎(1) I (127040002)	淡路市尾崎（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
郡家(2) I (127040003)	淡路市郡家（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
郡家(4) I (127050005)	淡路市郡家（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
撫(2) I (127040006)	淡路市郡家（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
撫(1) I (127040007)	淡路市郡家（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
西ノ町 I (127040012)	淡路市江井（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
江井向谷(1) I (127040014)	淡路市江井（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
江井向谷(2) I (127040015)	淡路市江井（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
草香北 I (127040016)	淡路市草香北（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
高山(2) I (127040018)	淡路市高山（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
高山(1) I (127040019)	淡路市草香（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

山田(2)Ⅰ (127040021)	淡路市高山（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
郡家(1)Ⅱ (127040023)	淡路市尾崎（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
郡家(2)Ⅱ (127040024)	淡路市郡家（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
北山(1)Ⅱ (127040026)	淡路市北山（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
北山(2)Ⅱ (127040027)	淡路市北山（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
北山(3)Ⅱ (127040028)	淡路市北山（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
北山(4)Ⅱ (127040029)	淡路市北山（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
新村Ⅱ (127040032)	淡路市遠田（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
上河合(1)Ⅱ (127040040)	淡路市上河合（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
上河合(3)Ⅱ (127040042)	淡路市上河合（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
上河合(4)Ⅱ (127040043)	淡路市上河合（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
竹谷(4)Ⅱ (127040053)	淡路市竹谷（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
多賀(1)Ⅱ (127040057)	淡路市多賀（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
江井(1)Ⅱ (127040059)	淡路市多賀（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
江井(2)Ⅱ (127040060)	淡路市多賀（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
江井(4)Ⅱ (127040062)	淡路市江井（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
東桃川(5)Ⅱ (127040067)	淡路市江井（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
柳沢(1)Ⅱ (127040069)	淡路市柳澤（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
柳沢(2)Ⅱ (127040070)	淡路市柳澤（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
柳沢(3)Ⅱ (127040071)	淡路市多賀（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

柳沢(7)Ⅱ (127040075)	淡路市柳澤（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
柳沢(8)Ⅱ (127040076)	淡路市柳澤（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
江井(5)Ⅱ (127040077)	淡路市江井（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
西桃川(2)Ⅱ (127040079)	淡路市江井（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
西桃川(4)Ⅱ (127040081)	淡路市江井（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
江井向谷(1)Ⅱ (127040082)	淡路市江井（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
江井向谷(2)Ⅱ (127040083)	淡路市江井（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
江井向谷(3)Ⅱ (127040084)	淡路市江井（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
江井向谷(4)Ⅱ (127040085)	淡路市江井（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
江井(6)Ⅱ (127040086)	淡路市江井（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
江井(7)Ⅱ (127040087)	淡路市江井（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
草香北(3)Ⅱ (127040090)	淡路市草香北（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
草香北(4)Ⅱ (127040091)	淡路市高山（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
草香北(7)Ⅱ (127040094)	淡路市草香北（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
高山(1)Ⅱ (127040095)	淡路市高山（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
神田Ⅱ (127040101)	淡路市高山（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
山田(3)Ⅱ (127040103)	淡路市高山（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
山田(5)Ⅱ (127040105)	淡路市高山（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
山田(9)Ⅱ (127040109)	淡路市山田（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
山田(11)Ⅱ (127040111)	淡路市山田（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり

入野(1)Ⅱ (127040112)	淡路市入野（別図52のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
入野(2)Ⅱ (127040113)	淡路市入野（別図53のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
入野(3)Ⅱ (127040114)	淡路市入野（別図54のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
入野(4)Ⅱ (127040115)	淡路市入野（別図55のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
入野(5)Ⅱ (127040116)	淡路市入野（別図56のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
入野(6)Ⅱ (127040117)	淡路市入野（別図57のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
明神Ⅱ (127040118)	淡路市草香北（別図58のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
草香(1)Ⅱ (127040119)	淡路市草香（別図59のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
南(4)Ⅱ (127040129)	淡路市深草（別図60のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
江井Ⅲ (127040133)	淡路市江井（別図61のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
江井中ノ町Ⅲ (127040134)	淡路市江井（別図62のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
東桃川Ⅲ (127040135)	淡路市江井（別図63のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
柳沢Ⅲ (127040136)	淡路市柳澤（別図64のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
江井向谷Ⅲ (127040137)	淡路市江井（別図65のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
高山Ⅲ (127040138)	淡路市高山（別図66のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
山田(1)Ⅲ (127040139)	淡路市高山（別図67のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
山田(2)Ⅲ (127040140)	淡路市山田（別図68のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
山田(3)Ⅲ (127040141)	淡路市山田（別図69のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
入野(1)Ⅲ (127040143)	淡路市入野（別図70のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
入野(2)Ⅲ (127040144)	淡路市入野（別図71のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり

中村(2)Ⅱ (127040147)	淡路市中村（別図72のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
山田(12)Ⅱ (127040148)	淡路市山田（別図73のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
大平川Ⅰ (227040003)	淡路市尾崎（別図74のとおり）	土石流	別図74のとおり
宝珠川Ⅰ (227040009)	淡路市遠田（別図75のとおり）	土石流	別図75のとおり
園出川Ⅱ (227040010)	淡路市尾崎（別図76のとおり）	土石流	別図76のとおり

（別図1から別図76までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
平成29年11月8日（水）から同月22日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、淡路市役所及び淡路市一宮事務所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5
 - (3) 提出期限
平成29年11月22日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ニトリ加古川店  
所在地 加古川市野口町坂元98-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ニトリ  
住所 札幌市北区新琴似七条1丁目2番39号  
代表者の氏名 白 井 俊 之
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ニトリ  
住所 札幌市北区新琴似七条1丁目2番39号